



長野労働局発表
(29-77)
平成30年3月2日

担 当	職業安定部 職業対策課
	課長 常田 孝夫 課長補佐 中澤 広光 障害者雇用担当官 岩松 勝 電話 026-226-0866 Fax 026-226-0157

精神障害のある方の雇用に取り組む事業所の事例収集！ ～平成30年2月・3月は「精神障害者雇用促進キャンペーン」です～

長野労働局(局長 ^{いしだ しげお}石田 茂雄)は、平成30年2月・3月に「精神障害者雇用促進キャンペーン」を実施しています。(別添1参照)

そして、キャンペーンの一環として、精神障害のある方の雇用に取り組む事業所を訪問し、取組事例の収集を行うこととしています。

改正障害者雇用促進法の施行により、平成30年4月より、民間企業の法定雇用率が2.2%となり、障害者雇用義務の対象として、これまでの身体障害者、知的障害者に精神障害者が加わります。あわせて、法定雇用率制度等における短時間労働者は0.5人と算定されること、精神障害者である短時間労働者は、一定の場合、1人と算定されます。

そこで、精神障害のある方の雇用がポイントとなります。

長野労働局としては、収集した事例を、企業の方々への支援に役立てることとし、障害のある方の雇用を促進してまいります。

(北信地域)

1 取組み企業(別添2参照)

大日本法令印刷 株式会社(所在地:長野市中御所3-6-25)

2 訪問日時

平成30年3月8日(木) 10:00～11:00

訪問先:所在地と同じ

3 精神障害のある方の雇用に積極的に取り組む企業への事例収集

(1) 企業の管理者の方より

企業の取組み状況、雇用・定着に向けた考え方などを伺います。

(2) サポーターより

職場において配慮していること、求められる支援の内容などを伺います。

(中信地域)

1 取組み企業(別添3参照)

長野ダイハツ販売 株式会社(所在地:松本市平田東2-3-12)

「報道関係の皆様へ」参照。

「精神障害者雇用促進キャンペーン」の取組み内容

- 1 リーフレット(別添4参照)を活用した改正障害者雇用促進法の周知
 - ・平成30年4月より、民間企業の法定雇用率が2.2%となること。
 - ・障害者雇用義務の対象として、これまでの身体障害者、知的障害者に精神障害者が加わること。
 - ・法定雇用率制度等における短時間労働者は0.5人と算定される場所、精神障害者である短時間労働者は、一定の場合、1人と算定されること。
- 2 事業主団体等の訪問
労働局の幹部及びハローワークの幹部等が地域の経済団体等を訪問し、精神障害者の積極的な雇用の要請を行います。
- 3 取組み企業への事例収集
ハローワークの幹部等が企業を訪問し、精神障害者雇用の積極的な検討の要請を行います。

【2.3の要請・周知の内容】

- ① 精神障害者の積極的な雇用の要請
- ② 法定雇用率等の算定の際の精神障害者である短時間労働者のカウント方法変更の周知
- ③ 精神障害者の雇用にイメージの持てない事業主に対する雇用事例の周知
- ④ 精神障害者の雇用促進のための各種支援策の周知

※労働局・ハローワークでは、精神障害者の雇用・定着促進のため、以下の取組みも実施しています。

○精神・発達障害者しごとサポーター養成講座

精神障害・発達障害に関して正しく理解いただき、職場における応援者（精神・発達障害者しごとサポーター）となっていただくための講座の実施。

○精神科医療機関とハローワークの連携モデル事業

ハローワーク上田管内において、精神科医療機関と協定を締結し、就職準備から職場定着支援まで一貫した支援の実施。

「障害者雇用義務の対象に精神障害者が加わります」はこちらへ(厚生労働省ホームページ)

(リンク先) <http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000192051.html>

企業名

企業名	大日本法令印刷株式会社		従業員数	149名
〒	380-0935	所在地	長野市中御所 3-6-25	

業種・主な事業内容

書籍を始めとした各種印刷物の製版・印刷・製本を行う総合印刷業。関連するアプリケーション開発や Web、電子書籍、データベース等のコンテンツ制作も行う。

精神障害者雇用に至った経緯

平成 26 年より受注した業務において、複数の印刷物を組み合わせて封入するキッティングや箱詰め等の作業が新たに発生し、就労支援機関への委託（施設外就労）を開始。その中で、特定の作業に対する優れた適性を持つ方がいることを認識し、欠員補充等の機会を通じて雇用を進めている。

雇用障害者総数・雇用形態

雇用障害者総数・雇用形態					雇用障害者勤続年数	
正社員	週労働時間変動なし	1名		名	～2年	2名
	週労働時間の短縮等変動あり	名		名	2年～3年未満	1名
正社員以外 (パート アルバイト等)	週労働時間 30 時間以上	3名	うち精神障害者	3名	3年～4年未満	名
	週労働時間 20～30 時間未満	名		名	4年～5年未満	1名
	週労働時間 20 時間未満	名		名	5年以上	名

精神障害者の職種・従事作業

- ・印刷物の校正作業
- ・Word を用いたデータ入力・整形作業
- ・オンデマンド印刷機で製作する印刷物の製本・仕上げ作業

配慮していること

業務指導や相談に関する担当者の配置	常勤の保健師を配置しており、所属長と保健師が連携することにより、仕事面・健康面双方から、障害特性にあわせた対応を図っている。
業務の優先順位や指示の際に、作業手順などのマニュアルを作成する等の対応	マニュアル等は一般労働者と区別していないが、指示命令系統を明確にし、優先順位を明らかにして業務指示を行っている。また、アウトプットの質や量はできるだけ具体的に把握し、必要に応じて確認し合いながら作業に臨めるよう配慮している。
出退勤時刻・休憩・休暇についての通院・体調の配慮	所属長と保健師、総務部門が協議し、認定職業訓練やトライアル雇用を活用しながら、適切な労働条件の設定に努めるとともに、継続的な見直しを行っている。時間単位年休や、フルタイム勤務者には有給で通院を認める制度などがあり、状況に応じて利用することができる。
休憩時間における配慮	医務室を設置しており、休憩時間のほか、急な体調不良の場合などは、就業時間中も休憩をとることを認めている。
他の従業員に対する、障害の内容や必要な配慮等の説明	業務内容や指導方法に疑問が生じた場合など、保健師を窓口として産業医や主治医、家族と情報交換し、所属長や同僚へフィードバックした上で具体的な対応に繋げている。
障害者本人との話し合いなどの頻度	所属長との定期的な面談（年数回）のほか、保健師の判断で随時健康支援面談を行い、公私にわたる様々な相談にのれるよう努めている。
その他の配慮	メンタルヘルス対策として、互いにケアしあえる職場づくりを進めてきたことが、障害者雇用に活かされていると感じている。業務委託を通じて就労支援機関との連携も密になり、専門的な見地からの助言等を得やすいことも心強い。

その他障害者雇用について自由記述

同一社屋内にある直系子会社の株式会社法令ニューコム（従業員数 62 名）でも、精神障害者 2 名を雇用中。主に校正作業に従事している。

企業名

企業名	長野ダイハツ販売株式会社		従業員数	290名
〒	399-0014	所在地	長野県松本市平田東2-3-12	

業種・主な事業内容

自動車販売・修理

精神障害者雇用に至った経緯

求人募集に本人が応募してきた際に、障害手帳を所持していることと通院がある旨申出があったが、面接により業務上の問題はないと判断し雇用となった。
--

雇用障害者総数・雇用形態

雇用形態	週労働時間	人数	うち精神障害者	雇用障害者勤続年数	
				年数	人数
正社員	週労働時間変動なし	1名		～2年	3名
	週労働時間の短縮等変動あり	名		2年～3年未満	名
正社員以外 (パート アルバイト等)	週労働時間 30 時間以上	4名	1名	3年～4年未満	1名
	週労働時間 20～30 時間未満	名		4年～5年未満	名
	週労働時間 20 時間未満	名		5年以上	1名

精神障害者の職種・従事作業

部品の荷受け・出荷など（ピッキング作業）

配慮していること

業務指導や相談に関する担当者 の配置	担当は所属部署の責任者（グループ長）。他の従業員も業務指導や相談に関することは、グループ長に相談先を一本化することになっている。
業務の優先順位や指示の際に、 作業手順などのマニュアルを 作成する等の対応	特になし（昨年5月に新システムを導入し、作業手順が変わったため、グループ内の従業員全員が一斉に新作業手順を覚えることとなった。）
出退勤時刻・休憩・休暇に関し ての通院・体調の配慮	月1回通院しているが、日曜以外は交替で休日を設ける勤務シフトのため、休日に合わせて通院できている。体調に合わせて勤務時間を調整したこともある。
他の従業員に対する、障害の内 容や必要な配慮等の説明	障害の内容等具体的なことは説明せず、「性格」として理解を求めている。
障害者本人との話し合いなど の頻度	年に数回うつ状態になるが、本人から相談してくる。グループ長以外に管理部の幹部も相談に応じている。
その他の配慮	家庭内の心配ごとからうつ状態になり、時短勤務への変更や退職を口にするところがあるが、本意ではないことを理解し時間をかけて傾聴に心がける対応としている。

その他障害者雇用について自由記述

養護学校等から職場実習も受け入れており、他の従業員も障害者雇用及び共に働くことに理解を持っている。

事業主のみなさまへ

平成30年4月1日から**障害者雇用義務の対象に精神障害者が加わります**

「障害者が地域の一員として共に暮らし、共に働く」ことを当たり前にするため、すべての事業主には、法定雇用率以上の割合で障害者を雇用する義務があります。

平成30年4月1日から、障害者雇用義務の対象として、これまでの身体障害者、知的障害者に精神障害者が加わり、あわせて法定雇用率も変わります。

障害者の雇用により、以下のことが期待されます ※2頁目の事例もご参照ください。**共生社会の実現**

・ 障害に関係なく、意欲や能力に応じて、誰もが職業を通して社会参加できる「共生社会」の実現につながります。

労働力の確保

・ 障害者の「できること」に目を向け、活躍の場を提供することで、企業にとっても貴重な労働力の確保につながります。

生産性の向上

・ 障害者がその能力を発揮できるよう職場環境を改善することで、他の従業員にとっても安全で働きやすい職場環境が整えられます。

法定雇用率が、平成30年4月1日から以下のように変わります

事業主区分	法定雇用率	
	現 行	平成30年4月1日以降
民間企業	2.0% ⇒	2.2%
国、地方公共団体等	2.3% ⇒	2.5%
都道府県等の教育委員会	2.2% ⇒	2.4%

※ 今回の変更に伴い、障害者雇用義務の民間企業の範囲が、従業員50人以上から45.5人以上に変わります。

あわせて、精神障害者である短時間労働者の算定方法が変わります

精神障害者の職場定着を促進するため、法定雇用率制度や障害者雇用納付金制度において、精神障害者である短時間労働者(※)に関する算定方法を、以下のように見直します。

精神障害者である短時間労働者であって、
雇入れから3年以内の方 又は
精神障害者保健福祉手帳取得から3年以内の方
かつ、
平成35年3月31日までに、雇い入れられ、
精神障害者保健福祉手帳を取得した方

雇用率算定方法

〔対象者
1人につき〕 **0.5 → 1**

※左記の条件を満たしていても対象にならない場合もあります。詳細は、ハローワークにお尋ねください。

※ 1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満である方です。

▶ 精神障害者が企業で活躍している事例

事例 1

障害のある方ができない仕事はないと思っています。

〈精神障害者が従事している業務：事務〉
グループ会社の事務代行・契約書管理・印刷関係など



企業の担当者の声

採用当初は職域確保に苦労しましたが、1部門ずつ研修、説明、部門に即した業務の例示を繰り返し行った結果、障害のある方に適した業務を確保しました。

当社には多くの仕事がありますが、障害のある方ができない仕事はないと思っています。会社の工夫と本人のモチベーション次第で様々なことが実現でき、双方にメリットがあります。今では、障害のある方のためだけに新たな仕事を創る必要はないと感じています。

事例 2

障害者雇用は、
自分たちの仕事を見直すことができる良い刺激です。

〈精神障害者が従事している業務：接客〉
喫茶店のホール・厨房・レジ業務



企業の担当者の声

障害者雇用については、自分達の仕事を見直すことができる良い刺激になると考えています。朝の挨拶で社員それぞれの調子分かるのですが、例えば、自分の思いをあまり言葉にしない社員に対しては、様子を見て声をかけるなどの対応をしています。日常的に何でも話してもらうことが重要だと考えているので、社員同士で話し合ってもらうこともあります。

▶ 各種支援策があります！ お近くのハローワークにお問合わせください

雇用する時

● トライアル雇用助成金

ハローワーク等の紹介により、一定期間試用雇用を行う事業主に対して助成金が支給されます。精神障害者の場合は、平成30年4月から試用雇用開始から3か月間は月額最大8万円、4か月目から6か月目までは月額最大4万円に拡充予定です。（現行は3か月間、月額最大4万円）

● 特定求職者雇用開発助成金

ハローワーク等の紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れた事業主に対して助成金が支給されます。例えば、中小企業には240万円（助成期間3年）が支給されます。

定着に向けて

● ジョブコーチの派遣

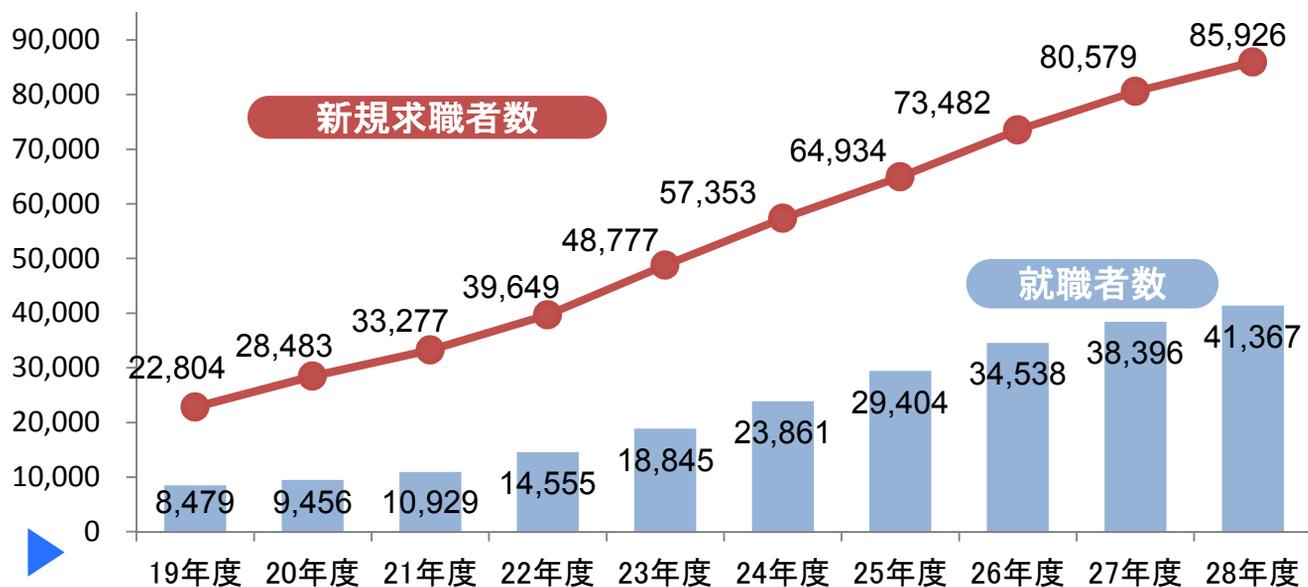
事業主に対して、働く障害者本人が力を発揮しやすい作業の提案や、障害特性を踏まえた仕事の教え方などのアドバイスを行い、障害者の職場適応に向けた支援を行います。

● 精神・発達障害者しごとサポーター養成講座の開催

企業の従業員が、精神障害についての基礎知識や、一緒に働くために必要な配慮などを1時間程度で学ぶことができます。ハローワークから講師が事業所に出向く出前講座もあります。

▶ 精神障害者の就職は年々増加しています（全国）

精神障害者の就職件数は右肩あがりとなっており、今や、身体障害者、知的障害者よりも就職件数は多くなっています。



▶ 精神・発達障害者しごとサポーターを養成しませんか？

職場の中で、精神障害、発達障害のある方々を温かく見守り、支援する応援者である精神・発達障害者しごとサポーターを養成しませんか？

精神・発達障害者しごとサポーター養成講座の概要

- ◆内 容：「精神疾患（発達障害を含む）の種類」、「精神・発達障害の（予 定）特性」、「共に働く上でのポイント（コミュニケーション方法）等について
- ◆メリット：精神・発達障害についての基礎知識や一緒に働くために必要な配慮などを短時間で学ぶことができます。
- ◆講座時間：90～120分程度（講義75分、質疑応答15～45分程度）を予定
- ◆受講対象：**企業に雇用されている方であれば、どなたでも受講可能です。**

※ 今現在、障害のある方と一緒に働いているかどうか等は問いません。

※ 講座の開催日程は、都道府県労働局職業安定部職業対策課にお問い合わせください。

※ 受講された方には、「精神・発達障害者しごとサポーターグッズ」を進呈予定です（数に限りがあります）。



事業所へ
の出前講座も
あります

ハローワークから講師が事業所に出向きます。また、**精神・発達障害者の雇用でお困りのことがあれば、精神保健福祉士や臨床心理士の有資格者などに相談できます。**



しごとサポーターポータルサイトを開設しました。
受講者の声をはじめ、幅広い情報をご覧ください。

▶ 参考資料 まずは精神障害者等の雇用について知りたい方へ



精神障害者雇用に関するノウハウなどをコミック形式でまとめています。



精神障害者雇用に取り組んだ事例を動画にまとめています。



発達障害者雇用に関するノウハウなどをコミック形式でまとめています。



発達障害者雇用に取り組んだ事例を動画にまとめています。

▶ 連絡先一覧

障害者雇用についてお問い合わせの際は、事業所のお近くのハローワークにご連絡ください。

	ハローワーク名	電話番号	郵便番号	住 所
1	ハローワーク長野	026-228-1300	380-0935	長野市中御所3-2-3
2	ハローワーク松本	0263-27-0111	390-0828	松本市庄内3-6-21
3	ハローワーク上田	0268-23-8609	386-8609	上田市天神2-4-70
4	ハローワーク飯田	0265-24-8609	395-8609	飯田市大久保町2637-3
5	ハローワーク伊那	0265-73-8609	396-8609	伊那市狐島4098-3
6	ハローワーク篠ノ井	026-293-8609	388-8007	長野市篠ノ井布施高田826-1
7	ハローワーク飯山	0269-62-8609	389-2253	飯山市飯山186-4
8	ハローワーク木曽福島	0264-22-2233	397-8609	木曽郡木曽町福島5056-1
9	ハローワーク佐久	0267-62-8609	385-8609	佐久市原565-1
10	〃 小諸出張所	0267-23-8609	384-8609	小諸市御幸町2-3-18
11	ハローワーク大町	0261-22-0340	398-0002	大町市大町2715-4
12	ハローワーク須坂	026-248-8609	382-0099	須坂市墨坂2-2-17
13	ハローワーク諏訪	0266-58-8609	392-0021	諏訪市上川3-2503-1
14	〃 岡谷出張所	0266-23-8609	394-0027	岡谷市中央町1-8-4

労働局担当課	電話番号	郵便番号	住 所
長野労働局職業対策課	026-226-0866	380-8572	長野市中御所1-22-1

報道関係の皆様へ

「事例収集」の際、大日本法令印刷株式会社様での取材をいただく際には、以下にご留意ください。

- 1 当日、取材をお願いする場所は、原則、「事例収集」が行われている場所となります。
当日、執務スペースに関して、詳細に、エリア等を指定させていただく場合がありますので、ご承知おきください。
- 2 企業の方につきましては、
 - ①説明を行う方、
 - ②取材に了解をされた方以外の方につきましては、特に、プライバシーの保護等をお願いいたします。
- 3 特に、障害のある方につきましては、上記①、②に該当することを慎重にご判断、お願いいたします。
- 4 関係資料は、原則、本発表資料です。
当日資料がある場合は、当日、企業様の現地で配布いたします。
- 5 電気等の設備は、当日、企業様からの指定に従ってください。
事前に確認されたい事項は、長野労働局職業安定部にお願ひします。
- 6 当日、企業様での取材を希望される場合は、事前に
「長野労働局職業安定部職業対策課 担当 岩松 TEL026-226-0866」
までご連絡ください。